賃貸借契約書（案）

公立大学法人九州歯科大学（以下「発注者」という。）と　　（以下「受注者」という。）とは、医療器具除染用洗浄器用ラック等の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第１条　この契約は、受注者が受注者所有の物品一式を発注者の使用に供することを目的とする。

（賃貸借物品）

第２条　賃貸借物品は賃貸借明細書（以下「明細書」という。）のとおりとする。

（賃貸借期間）

第３条　賃貸借物品の賃貸借期間は、令和９年３月１日から令和１４年２月２９日までとする。

（賃貸借料）

第４条　賃貸借に関する契約金額は、総額　　円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円）。ただし、各会計年度における賃貸借料の年額は次のとおりとする。

令和８年度（令和９年３月１日から令和９年３月３１日まで）

金　　円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円）

令和９年度（令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで）

金　　円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円）

令和１０年度（令和１０年４月１日から令和１１年３月３１日まで）

金　　円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円）

令和１１年度（令和１１年４月１日から令和１２年３月３１日まで）

金　　円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円）

令和１２年度（令和１２年４月１日から令和１３年３月３１日まで）

金　　円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円）

令和１３年度（令和１３年４月１日から令和１４年２月２９日まで）

金　　円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円）

（契約保証金）
第５条　契約保証金は、契約事務取扱規則第３６条の規定により減免できる場合のほかこれを徴する。
（支払方法）
第６条　受注者は、賃貸借物品の使用終了月分の賃貸借料をその翌月以降に発注者に請求し、発注者は、受注者から適法な請求があったときは、その日から３０日以内に受注者に支払うものとする。

（権利・義務の移転禁止）
第７条　受注者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、発注者の承認を得た場合はこの限りではない。

（損害保険）
第８条　受注者は、受注者の負担において、賃貸借期間中継続して賃貸借物品に動産総合保険を付保するものとし、発注者は、盗難等の事故が生じたときは、速やかにその旨を受注者に報告するものとする。

（善良な管理者としての義務）
第９条　発注者は、賃貸借物品を善良な管理者の注意をもって管理し、良好な環境保持等に努めるものとする。

（秘密保持）
第 10 条　発注者及び受注者は、この契約の締結並びに履行に際し知り得た相手方の業務上及び技術上の秘密を第三者に漏らしてはならない。さらに、自らの利益のために利用してはならない。

（個人情報の保護）
第 11 条　受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「保有個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（仕様変更）
第 12 条　発注者は、仕様書に定める事項に変更があるとき、その他この契約締結後の事情により仕様書の内容を変更する必要があるときは、発注者及び受注者で対応を協議するものとする。

（予算の減額又は削減に伴う解除等）
第 13 条　本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、発注者は本契約を解除できる。
２　受注者は、前項の規定によりこの契約が解除された場合であって、受注者に損害があるときは、発注者に対し、その損害の賠償を請求することができるものとし、その額は

発注者及び受注者で協議して定めるものとする。

（発注者の催告による解除権）

第14条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 正当な理由なく、賃貸借期間の開始日までに賃貸借物品の納品がないとき。

二 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

２　前項の規定により、発注者がこの契約を解除したときは、受注者は違約金として、発注者が契約を解除した日から１０日以内に、賃貸借料の１００分の１０に相当する金額を発注者に支払わなければならない。この場合において、第５条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

３　前項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

（発注者の催告によらない解除権）

第15条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一　第三者より仮差押、差押、強制執行若しくは競売の申立又は租税公課滞納処分を受けたとき。

二　破産、民事再生、会社更生若しくは特別清算の申立を受け、又は自らこれを申立てたとき。

三　振出した手形、小切手を不渡りとし、又は一般の支払を停止したとき。

四　解散、合併、減資又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。

五　監督官庁から営業の停止又は取消等の処分を受けたとき。

２　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一　前項各号に定めるもののほか、受注者の責めに帰すべき理由により、業務を継続する見込みが明らかにないとき。

二　受注者の業務が甚だしく不誠実と認められるとき。

三　受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

四　受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

五　業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

六　前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

七　第 18 条又は第 19 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

八　第 25 条第１項の規定に違反して賃貸借料債権を譲渡したとき。

九　第 25 条第３項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき

十　受注者が発注者との信頼関係を破壊する行為を行ったと認められるとき。

３　前二項の規定により、発注者がこの契約を解除したときは、受注者は違約金として、発注者が契約を解除した日から１０日以内に、賃貸借料の１００分の１０に相当する金額を発注者に支払わなければならない。この場合において、第５条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

４　前項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

（暴力団排除）

第 16 条　発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責を負わないものとする。

一　計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

二　役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

三　構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

四　第１号又は第２号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

五　自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

六　暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

七　役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

八　役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

２　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、賃貸借料の１００分の１０に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

３　前項の場合において、第５条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

４　第２項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 17 条　前三条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前三条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第 18 条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

２　受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受注者に損害があるときは、発注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

（受注者の催告によらない解除権）

第 19 条　受注者は、第 12 条の規定による仕様変更により契約金額が３分の２以上減少するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

２　受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受注者に損害があるときは、発注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 20 条　第 18 条第１項又は前条第１項に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

（再委託の禁止）

第 21 条　受注者は、本業務を自ら行うものとし、その業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

２　前項の再委託を発注者が認める場合はその限りではない。

（機器の無償譲渡）

第 22 条　この契約が満了する際には、受注者は賃貸借物品を発注者に無償にて譲渡する。

２　前項の譲渡は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」第 170 条に規定する製造販売業者からの承諾が得られた場合に行うものとする。

３　前項の製造販売業者からの承諾に際して何らかの指示がある場合、当該指示に対応するために必要な費用は発注者が負担するものとする。

４　第２項に規定する承諾が得られない場合、発注者は賃貸借物品を返還するものとする。

（賃貸借物品の引き渡し）

第 23 条　物品の引渡期限は、令和９年２月２６日とする。

２　発注者は物品の引渡しを受けた後、速やかに検査を行い、契約不適合のないことを確認のうえ、借受証を受注者に交付する。

（損害遅延金）

第 24 条　受注者は、発注者が定めた期限までに賃貸借物品の引き渡しを完了することができない場合においては、発注者に対して遅延なくその理由を付して、期限の延長を求めることができる。

２　前項の場合において、その理由が受注者の責めに帰するものであるときは、受注者は、違約金として、その延長日数に応じ当該契約金額を基礎に年３パーセントの割合で計算して得た額を発注者に支払わなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第 25 条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

２　発注者は、受注者がこの契約に係る業務の履行に必要な資金が不足することを証明したときは、特段の理由がある場合を除き、受注者の賃貸借料債権の譲渡について、第１項ただし書の承諾をしなければならない。

３　受注者は、前項の規定により、第１項ただし書の承諾を受けた場合は、賃貸借料債権の譲渡により得た資金をこの契約に係る業務の履行以外に使用してはならず、またその使途を証明する書類を発注者に提出しなければならない。

（紛争の解決）

第 26 条　この契約について紛争が生じたときは、発注者の所在地を管轄する簡易裁判所の調停に付するものとし、相手方はその調停に出頭するものとする。

（協議）

第 27 条　この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、発注者及び受注者で協議の上、定めるものとする。

この契約の証として、本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者　　北九州市小倉北区真鶴２丁目６－１

公立大学法人九州歯科大学

理　事　長　　栗　野　秀　慈

受注者

賃貸借明細書

製造メーカー	品名	数量
ベリメド社	ミックスラック （注文コード 716-015－03 JAN コード 4946306110615）	１台
	ミックスラック用ミックストレイⅣ （注文コード 716-015－07 JAN コード 4946306110585）	４台
	歯科ハンドピース用ポートアダプター （注文コード 716-526－37 JAN コード 4946306052281）	５０個

別記

保有個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　受託者は、委託者が保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第６６条第２項において準用される同条第１項の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号利用法」という。）第１２条の規定に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（管理及び実施体制）

第２　受託者は、保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる者又は組織（以下「保護管理責任者等」という。）並びに権限を明らかにし、安全管理上の問題への対応や監督、点検の実施等の措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

２　受託者は、この契約により、保有個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、権限の内容等を明確化及び必要最小限化し、特定された従事者以外の者が当該保有個人情報にアクセスすることがないよう、また、権限を有する者であっても、業務上の目的以外の目的でアクセスすることがないようにしなければならない。

（作業場所等の特定）

第３　受託者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所（保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室又は区域を含む。）を明確にし、あらかじめ委託者の承諾を得るものとする。

（秘密の保持）

第４　受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

第５　受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（持出しの禁止）

第６　受託者は、この契約による事務を処理するために必要がある場合を除き、委託者から提供された保有個人情報又は保有個人情報が記録された資料等（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。以下「記録媒体」という。）を作業場所又は保管場所の外へ持ち出してはならない。

（複写又は複製等の禁止）

第７　受託者は、この契約による事務を処理するため、委託者の承諾なしに保有個人情報又は記録媒体（以下「保有個人情報等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

２　前項の規定は、保有個人情報等の送信又は外部への送付、その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為について準用する。

３　受託者は委託者から前２項の承諾を受けた場合、保有個人情報等の誤送信、誤送付、誤交付、誤廃棄、又はウェブサイトへの誤掲載等を防止するため、複数の従事者による確認や専用ソフトウェアの導入等の必要な措置を講じるものとする。

（利用及び提供の制限）

第８　受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

（廃棄等）

第９　受託者は、委託者から提供された保有個人情報等が不要となった場合には、保護管理責任者等の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報の消去又は記録媒体の廃棄等を行わなければならない。

（情報システムにおける安全管理措置）

第１０　受託者は、上記のほか、委託者から提供された保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、その秘匿性等その内容に応じて、次の措置を講じなければならない。

一　アクセス制御のための認証機能設定、データ持出し時を含むパスワード等の定期又は随時見直し、読取り防止措置

二　作業場所等の入退管理やアクセス記録の保存、定期的分析を含むアクセス状況の監視、作業を行う端末の限定（台数管理、盗難防止措置を含む。）、バックアップ記録の作成　ほか

三　不正アクセス防止プログラム等の導入（最新化）をはじめとするサイバーセキュリティ水準の確保

四　その他部外者、第三者による閲覧（窃取）防止のために必要な措置

（従事者への研修）

第１１　受託者は、この契約による事務に従事している者に対して、おそれを含む事故発生時の対応のほか、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報等の内容をみだりに他人に知らせてはならないこと、その他情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策等の個人情報の保護に関し必要な事項を研修するものとする。

（再委託の禁止）

第１２　受託者は、この契約による保有個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、委託者の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

（資料等の返還等）

第１３　受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した保有個人情報等は、事務完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（事故報告）

第１４　受託者は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、保護管理責任者等の指揮のもと、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、併せて委託者に報告し、委託者の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

２　受託者は、おそれを含め、前項の事案が発生した場合、その経緯、被害状況等を調査し、委託者に書面で報告するものとする。ただし、書面報告を行う暇がない場合等はこの限りではない。

３　受託者は、第１項の事案が発生した場合であって、委託者から保有個人情報の漏えい等に係る個人情報保護委員会への報告を求められたときは、委託者の指示に従うこと。

（調査）

第１５　委託者は、受託者に対し、保有個人情報等の安全管理状況について、随時実地の調査等をすることができるものとする。

（指示及び報告）

第１６　委託者は、必要に応じ、受託者に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

（取扱記録の作成）

第１７　受託者は、委託者から提供された保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の取扱状況を記録し、委託者に報告するものとする。

（運搬）

第１８　受託者は、この契約による事務を処理するため、又は当該事務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、保有個人情報等の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受託者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（契約解除及び損害賠償）

第１９　委託者は、受託者が保有個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。